

いなP A Y食料品支援事業 参加店募集要領

「いなP A Y食料品支援事業」参加店募集要領（以下、「募集要領」という。）は、稲沢市が発行する「いなP A Y食料品支援ポイント等（以下、「食料品支援ポイント等」という。）」の取扱い及び参加申込みに適用されます。「食料品支援ポイント等」の取引を開始する場合、募集要領に同意したものとみなします。

1. いなP A Y食料品支援事業の趣旨

稲沢市では、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援及び地域経済の活性化を目的として、「いなP A Y商品券」に加え、飲食料品の購入を対象とする「いなP A Y食料品支援ポイント等発行事業」を実施いたします。

2. 参加店であることの表示

事務局から交付されたポスター、店舗用二次元コード等は、適切に管理・維持するとともに、店頭や事業所の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。取扱いしている「食料品支援ポイント等」の利用期間が終了した場合、あるいは、参加店登録の取り消しをした場合は、掲示を外してください。

3. 参加条件

次のすべての条件を満たす事業者を、本事業の取扱参加店として募集します。

- ① 稲沢市内に店舗を有し、飲食料品（酒類は除く）を小売販売していること。
- ② プレミアム商品券事業「令和8年いなP A Y商品券」の参加店であること。
※飲食店は対象外。ただし、テイクアウト商品を提供している場合、テイクアウトされる飲食料品に限り、「いなP A Y食料品支援ポイント」及び「食料品支援チケット」の使用が可能です。
- ③ 利用期間を通して「いなP A Y食料品支援ポイント」及び「食料品支援チケット」の両方の取扱いができること。
- ④ 飲食料品の小売分に限定して決済を認めるなど、本事業の趣旨を理解し、適正な運用に協力できること。

4. 取扱可能な商品

本事業で取扱可能な商品は、飲食料品（酒類は除く）に限ります。1回の会計で飲食料品と飲食料品以外が混在する場合は、飲食料品分を本事業の商品券で決済し、飲食料品以外の分を「いなP A Y商品券」や現金等での決済によりご対応ください。ただし、商品数・会計額がともに8割を超えるなど、大半を飲食料品が占める場合には、利用者の利便性向上のため、合算しての利用も可能とします。

【取扱可能な商品の例】

- ・生鮮食品（野菜、果物、肉、魚等）
- ・加工食品、冷凍食品
- ・弁当、惣菜、パン、菓子類
- ・飲料（酒類を除く）

5. 取引に当たっての注意

- ① 「食料品支援ポイント等」を現金化するような取引は、行うことはできません。
- ② 参加店独自に「食料品支援ポイント等」の対象外商品を設定する場合は、必ず利用者が見てわかるように表示をしてください。
- ③ 「食料品支援ポイント等」の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、稲沢市及び事務局はその責を負いません。アプリ及び紙商品券が複製物である、偽造若しくは変造されている等と判別でき

る場合は、利用を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨をいなP A Y商品券コールセンターにも報告してください。

- ④ 電子商品券「いなP A Y食料品支援ポイント」の場合は、参加店が店頭に掲示した自店を識別する二次元コードを、利用者の「いなP A Y」アプリ内にある「食料品支援ポイント」で読み取らせ、参加店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）を利用者に入力させることで決済させます。決済が完了すると、利用者のアプリに支払完了画面が表示されますので必ずご確認ください。
- ⑤ 紙商品券「食料品支援チケット」の場合は、通常の紙の商品券と同様に運用してください。紙商品券は同時に何枚でも使用可能です。ただし、おつりはできません。
- ⑥ 参加店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）に利用者が保有する「食料品支援ポイント等」の残高が不足する場合は、不足分は現金等の他の支払い方法で受け取ってください。
- ⑦ 「食料品支援ポイント等」の利用を見込んで、通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- ⑧ 対象外商品の購入に対しては、「食料品支援ポイント」等は使用できません。

6. 売上金の換金

電子商品券「いなP A Y食料品支援ポイント」は、毎月15日と月末の23時59分でシステムによる自動締め作業を実施し、10日以内に参加店申込時に申告いただいた口座へ売上金を振込します。換金にあたって手続きは不要です。締め作業時点で未換金分の取引金額が1円以上の場合、自動で換金の申請がされます。

紙商品券「食料品支援チケット」は、参加店が使用済みの紙商品券をまとめて枚数確認の上、事務局へお持ち込みまたは郵送してください。お持ち込みされた日、郵送の場合は事務局への到着日の翌月25日に売上金を振込します。

換金に伴う振込手数料は、すべて事務局が負担します。

7. 参加店登録の取り消し

違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は、参加店登録を取り消します。また、登録を受けた事業所が自らの都合で登録を取り消したい場合は、いなP A Y商品券コールセンターに連絡してください。

8. 募集要領の変更

稲沢市は、その合理的な裁量により、募集要領を変更できるものとします。募集要領を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を稲沢市が適切と判断する方法により参加店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の募集要領は、かかる変更が掲示されたときから1週間後に有効となるものとします。参加店がかかる変更に同意できない場合は、「食料品支援ポイント等」の使用取引の利用を停止するものとします。変更後の募集要領が有効となった後、「食料品支援ポイント等」の使用取引を利用した場合、または変更の告知後1週間以内に登録の取り消し手続きをとらなかった場合、参加店は、変更後の募集要領に同意したものとみなされます。

9. 問い合わせ先

- | | | |
|----------------|-------------------|--------------|
| ●参加店舗の登録について | 稲沢商工会議所 | 0587-81-5000 |
| ●事業全体について | 稲沢市商工観光課 | 0587-32-1395 |
| ●利用期間中の問合せについて | いなP A Y商品券コールセンター | 0120-890-090 |
- ※2月1日開設予定

令和8年1月13日制定